

別紙

答 申 書

第1 審議会の結論

草津市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して平成30年10月26日付け、草市第1625号で、草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号。以下「条例」という。）第16条第7号に該当することを理由として不開示とした部分開示決定処分は、妥当であると判断する。

第2 審査請求に至る経過

1 市政情報の公開請求

平成30年10月19日付けで、本件の審査請求人は、条例第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、対象となる保有個人情報の開示を請求した。

2 実施機関の部分開示（一部不開示）決定

平成30年10月26日付けで、実施機関は、開示請求のあった住民票の写し等職務上請求書に記載された内容のうち、「利用目的」、「利用目的の内容」および「業務の種類」に記載されている内容の一部ならびに「請求者」欄に押印されている職印について、条例第16条第7号ア（開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）に該当することを理由として不開示とする処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年1月24日付けで、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示とした部分を開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書、再反論書および意見書に記載し、ならびに口頭で意見陳述した審査請求の理由は、次のように要約される。

(1) 「住民票の写し等職務上請求書」は弁護士が職務上請求において使用するものであり、弁護士業務が記載されていることは明らかであるからあえて不開示とする利益はない。

実施機関の「利用目的の内容」を開示することにより「弁護士の業務の遂行に支障をきたすおそれがある」との主張については、いかなる弁護士の業務遂行に支障をきたすのか、まったくもって不明である。そもそも、利用目的の内容が開示されたからといって弁護士の業務遂行に支障をきたすことなど考えられない。

条例第16条第7号アに規定されている「個人の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるもの」の解釈にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的判断に値する蓋然性が求められる。実施機関が主張する「何らかの措置を講じることが可能となり得る」という程度の抽象論では「単なる確率的な可能性」でしかなく、明らかに条例の解釈適用を誤っている。反論書において「支障をきたすおそれの具体的な内容の明示」を求めたにもかかわらず、なんら明示されていないことから、そもそもそのような「おそれ」がないことを自ら認めたものと言える。

(2) 請求者たる弁護士が相手方代理人となり、審査請求人に対し、民事訴訟を提起しており、審査請求人も把握しているため不開示とする利益はない。

(3) 「利用目的の内容」に弁護士業務に関係ない業務や真実でない業務が記載されていた場合、職務上の必要がないのに請求したことになり、職務上請求の濫用であり重大なプライバシー侵害であって違法となる。このような場合、請求者の利益は「正当な利益」ではない。

(4) 審査請求人は同人の本籍地市町村から、請求者の職務上請求書の開示を受けており、同書によれば、戸籍謄本の利用目的は、「審査請求人を相手方として訴訟中であるが、本人の現在の状況を確認する必要があるため」とされており、既に審査請求人に戸籍謄本の利用目的が開示されている以上、いまさら住民票について不開示とする必要はない。

(5) 前述の民事訴訟については慰謝料請求訴訟であり、審査請求人およびその親族の戸籍情報はなんら関連せず、訴訟に必要とは考えられず、不正目的での取得である蓋然性が高いと言わざるを得ない。

戸籍情報は重大なプライバシーに関するものであり、厳重に保護されなければならない。安易に侵害されてはならず、たとえ開示される場合であっても厳しくチェックされてしかるべきものである。「利用目的の内容」があくまで不開示となるようでは、職務上請求の濫用であるのかそうでないのかのチェックが実質的にはまったく働かないこととなってしまう。

自治体において濫用かどうかの判断はつかないのであるから、開示することは必要不可欠である。なぜ審査請求人の家族（世帯）や本籍地、戸籍筆頭者といった高度のプライバシー情報まで必要なのかについて検討した形跡が見当たらない。利用目的の内容に照らして検討すれば、これらの情報までは不要であることが容易に判断できたはずである。

一方で漫然と審査請求人の重大なプライバシー情報を開示しておきながら、他方で弁護士業務に支障をきたすおそれのない利用目的については非開示としたのであり、明らかにバランスを失するものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書、再弁明書および理由説明書において主張する内容は、次のように要約される。

1 第3の2(1)について

「利用目的の内容」を開示することにより、弁護士業務の業務遂行に支障をきたすおそれがあり、条例第16条第7号アが規定する「正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する。弁護士業務への支障をきたす具体的な内容については、その目的への対抗手段といった何らかの措置を講じることが可能となり得るなど、審査請求人以外の第三者に不利益を与えるおそれがあることから、不開示とすることに利益はある。

2 第3の2(2)について

今回の住民票の取得が審査請求人の主張する目的と一致しているとは限らない。

3 第3の2(3)について

今回の請求申出の内容が濫用にあたるかどうかは、弁護士業務の全てを把握できない中で、職務上請求書に記入された内容により正当な理由に該当するかどうかを判断するものである。

4 第3の2(4)について

本件の「利用目的の内容」を憶測して述べているにすぎず、今回の住民票の取得が審査請求人の主張する目的と一致しているとは限らない。

5 第3の2(5)について

審査請求人の本籍地記載の住民票は交付しているが、審査請求人の親族の戸籍情報は開示していない。審査請求人の世帯情報が不要であるとの主張については、「利用の目的」を憶測して述べているにすぎず、今回の住民票の取得が審査請求人の主張する目的と一致しているとは限らない。

住民票の交付は、職務上請求書に記入された内容により、住民基本台帳法第12条の3に基づき正当な理由に当たるとしたものであり、また不開示情報を除いた開示は条例に基づき決定したものであり、それぞれの法令に基づき決定したものであるため、明らかにバランスを失しているとの主張は正当性に欠ける。

第5 審議会の経過

審議会は、本諮問事件について、次のように調査審議を行った。

月 日	審 査 の 経 過
平成31年3月12日	実施機関から諮問を受理した。
令和元年7月30日 (審議会)	本事件が審査請求の形式的要件を満たしていることを確認した。
8月23日	処分庁から理由説明書の提出を受けた。
9月27日	審査請求人から意見書の提出を受けた。
10月31日 (審議会)	諮問案件の内容を審議した。
11月25日 (審議会)	審査請求人から意見聴取、実施機関から説明聴取を行ったほか、諮問案件の内容を審議した。

第6 審議会の判断およびその理由

1 本件の個人情報について

(1) 職務上請求とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の3第2項の規定により、同条第3項に規定する特定事務受任者が職務上の理由により住民票の写し等を請求することである。

本件については、特定事務受任者のうち、弁護士が請求したものであり、本件個人情報は、弁護士が作成した職務上請求書に記載された情報である。

(2) 実施機関は、本件個人情報のうち「利用目的」、「利用目的の内容」および「業務の種類」に記載されている内容の一部（本件係争個人情報）ならびに「請求者」欄に押印されている職印について条例第16条第7号アに該当することを理由として不開示とした。

2 条例第16条第7号ア該当性について（第3の2(1)）

条例第16条は、保有個人情報の開示請求があったときは、原則として開示することとしている。ただし、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人および草津市土地開発公社を除く。以下「法人等」という。)に関する情報または開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は除かれる。

本件係争個人情報を開示することにより、請求者たる弁護士への依頼者の目的を推測でき、その実現を阻むことが可能であり、依頼者との間の信頼関係に基づく弁護士業務の正当な利益を害する蓋然性が認められる。したがって、本件係争個人情報は、条例第16条第7号アに該当し、実施機関の判断は結果として妥当と言える。

3 審査請求人が既に把握している情報であるとの主張について（第3の2(2)）

本件係争個人情報を審査請求人が既に把握している情報であると実施機関が判断できたとする証左はなく、その有無により結論が左右されるものでもない。

4 本籍地市町村から、審査請求人に戸籍謄本の利用目的が開示されていることについて（第3の2(4)）

現行の制度では、情報公開の開示の可否は、各自治体の実情に応じて判断することになっており、とりわけ、弁護士については法曹の一翼を担うものとして弁護士自治が保障され、高度の責任を負う立場にあるこ

とも配慮される必要があり、利用目的の開示の可否は、他市町村の判断は参考になるものの、その判断と同一にしなければならないものではない。上述の2の理由により、開示することで弁護士業務の正当な利益を害する蓋然性があり、本籍地市町村と同一の判断はできない。

5 不正な取得である旨の主張について（第3の2(3)および(5)）

当審議会は、個人情報の開示請求に対する実施機関の開示決定等について、条例等の規定に照らして、その解釈および決定が妥当であるかを実施機関の諮問に応じて審査する機関である。

よって、職務上請求に不正があったかどうかについては当審議会では判断できない。

付言

審査の過程で、委員から、「草津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱」（平成24年草津市告示第296号）に基づく本人通知制度により、住民票が交付されたことを知ったにもかかわらず、「利用の目的」等が開示されなければ、本人通知制度登録者はプライバシー侵害の懸念が残る、との指摘もあった。

当審議会の本件処分に関する見解は以上のとおりであるが、このような指摘も踏まえ、今後、実施機関において、住民基本台帳法第12条の3の適用に際し、職務上請求における公益性と本人通知制度の趣旨双方を展望しつつ、十分な比較衡量に基づき適正な判断を導きうる制度の構築に努められたい。